

別海町議会会議録

第2号（令和2年3月6日）

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 令和2年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 令和2年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 令和2年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 令和2年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 令和2年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 令和2年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 令和2年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 17 号 | 別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 18 号 | 別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 | 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 | 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 | 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 22 号 | 別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 23 号 | 別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 24 号 | 別海町墓地条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 25 号 | 別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 26 号 | 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 27 号 | 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 28 号 | 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 29 号 | 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 2 3	議案第 3 0 号	別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 3 1 号	別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 3 2 号	別海町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 3 3 号	別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 3 4 号	別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 3 5 号	別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 3 6 号	別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 3 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 3 1	議案第 4 0 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 3 2	同意第 2 号	根室町村等公平委員会委員の選任について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 号	令和 2 年度別海町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 号	令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 号	令和 2 年度別海町下水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 4 号	令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 6	議案第 5 号	令和 2 年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 6 号	令和 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 7 号	令和 2 年度町立別海病院事業会計予算
日程第 9	議案第 8 号	令和 2 年度別海町水道事業会計予算
日程第 1 0	議案第 1 7 号	別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 1 8 号	別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 1 9 号	別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 2 0 号	別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 2 1 号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 2 2 号	別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 2 3 号	別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第24号 別海町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第25号 別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第26号 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第27号 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第28号 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第29号 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第30号 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第31号 別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第32号 別海町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第33号 別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第34号 別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議案第35号 別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第29 議案第36号 別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第30 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第31 議案第40号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第32 同意第2号 根室町村等公平委員会委員の選任について

○出席議員（16名）

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松原政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 曾根興三 副町長 佐藤次春

教 育 長	登 藤 和 哉
福 祉 部 長	今 野 健 一
建 設 水 道 部 長	山 岸 英 一
病 院 事 務 長	大 槻 祐 二
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 栄 典
総 務 部 次 長	佐々木 栄 典
産 業 振 興 部 次 長	小 湊 昌 博
教 育 部 次 長	石 川 誠
総 合 政 策 課 長	三 戸 俊 人
税 務 課 長	宮 本 栄 一
福 祉 課 長	干 場 みゆき
町 民 課 長	青 柳 茂
農 政 課 長	小 野 武 史
商 工 観 光 課 長	伊 藤 輝 幸
建 築 住 宅 課 長	田 畑 直 樹
上 下 水 道 課 長	外 石 昭 博
生 涯 学 習 課 長 他	石 川 誠
中 央 公 民 館 長	内 山 宏

総 務 部 長	浦 山 吉 人
産 業 振 興 部 長	門 脇 芳 則
教 育 部 長	山 田 一 志
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 公 一
監 査 委 員 会 事 務 局 長	小 林 由 治
福 祉 部 次 長	青 柳 茂
建 設 水 道 部 次 長	伊 藤 一 成
総 務 課 長	佐々木 栄 典
財 政 課 長	寺 尾 真 太 郎
防 災 交 通 課 長	麻 郷 地 聡
介 護 支 援 課 長	千 葉 宏
老 人 保 健 施 設 事 務 長	竹 中 利 哉
水 産 み ど り 課 長	小 湊 昌 博
管 理 課 長	川 畑 智 明
事 業 課 長	伊 藤 一 成
学 務 課 長 他	入 倉 伸 顕
生 涯 学 習 セ ン タ ー 建 設 準 備 室 長	山 岸 英 一
図 書 館 長 他	新 堀 光 行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

7 番 木 嶋 悦 寛
9 番 今 西 和 雄

8 番 松 壽 孝 雄

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） ただいまから2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
7番木嶋議員。
○7番（木嶋悦寛君） はい。
○議長（西原 浩君） 8番松壽議員。
○8番（松壽孝雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 9番今西議員。
○9番（今西和雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。
-

◎委員会付託省略の議決

- 議長（西原 浩君） ここでお諮りします。
提出されております日程第10、議案第17号から日程第32、同意第2号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、日程第10、議案第17号から日程第32、同意第2号までの23件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。
-

◎日程第2 議案第1号から日程第9 議案第8号まで

- 議長（西原 浩君） 日程第2 議案第1号令和2年度別海町一般会計予算、日程第3 議案第2号令和2年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第3号令和2年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第5 議案第4号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第6 議案第5号令和2年度別海町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第6号令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第7号令和2年度町立別海病院事業会計予算、日程第9 議案第8号令和2年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。
内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。
この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。
それでは、初めに議案第1号、令和2年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

それでは、議案第1号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町一般会計予算書をごらんください。

なお、本予算につきましては、本年は町長の改選期を迎えることから骨格予算として編成をしています。

それでは1ページをお開きください。

令和2年度別海町一般会計予算。

令和2年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179億9,600万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

初めに、歳入です。

1款町税、1項から5項で25億4,261万4,000円。

2款地方譲与税、1項から3項で3億8,923万円。

3款利子割交付金、1項で200万円。

4款配当割交付金、1項で700万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で500万円。

6款法人事業税交付金、1項で1,700万円。

7款地方消費税交付金、1項で3億4,200万円。

8款環境性能割交付金、1項で3,700万円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で4,081万6,000円。

10款地方特例交付金、1項で1,300万円。

11款地方交付税、1項で67億2,000万円。

3ページです。

12款交通安全対策特別交付金、1項で276万円。

13款分担金及び負担金、1項と2項で2億3,822万7,000円。

14款使用料及び手数料、1項から3項で2億5,271万2,000円。

15款国庫支出金、1項から3項で23億878万1,000円。

16 款道支出金、1 項から 3 項で 16 億 5,552 万円。
17 款財産収入、1 項と 2 項で、5,897 万 8,000 円。
18 款寄附金、1 項で 1 億 10 万円。
19 款繰入金、1 項で 10 億 4,555 万 3,000 円。
20 款繰越金、1 項で 1,000 万円。
21 款諸収入、4 ページにお進みください。

1 項から 5 項で 10 億 740 万 9,000 円。
22 款町債、1 項で 12 億 30 万円。
歳入合計で 179 億 9,600 万円とするものです。
次に 5 ページで、歳出です。

1 款議会費、1 項で 8,911 万 1,000 円。
2 款総務費、1 項から 6 項で 15 億 5,140 万 4,000 円。
3 款民生費、1 項と 2 項で 25 億 7,438 万 5,000 円。
4 款衛生費、1 項から 3 項で 16 億 3,726 万 9,000 円。
5 款労働費、1 項で 91 万 8,000 円。
6 款農林水産業費、1 項から 4 項で 26 億 6,963 万 5,000 円。
7 款商工費、1 項で、2 億 5,459 万 8,000 円。
8 款土木費、6 ページ上段まで続きます。
1 項から 5 項で 16 億 1,465 万 2,000 円。
9 款消防費、1 項で 6 億 9,112 万 4,000 円。
10 款教育費、1 項から 6 項で 23 億 1,234 万 9,000 円。
11 款災害復旧費、1 項で 16 万円。
12 款公債費、1 項で 18 億 378 万 8,000 円。
13 款給与費、1 項で 27 億 5,660 万 7,000 円。
14 款予備費、1 項で 3,000 万円。

以上、歳出合計で 179 億 9,600 万円とするものです。
次に 7 ページ、第 2 表、債務負担行為です。

1 件目は、中春別東町土砂災害警戒区域対策工事、期間は令和 3 年度、限度額は 7,800 万円です。

2 件目は、草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業あさひ西別海地区により整備される草地整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託を受けることに伴う債務負担です。

期間は令和 3 年度から令和 5 年度まで、限度額は 7,904 万 3,000 円です。
次に、第 3 表、地方債です。

1 件ごとの説明は省略させていただきますが、1 件目である地域生活バス購入事業から、9 ページをお開きいただきまして、9 ページの下から 3 段目、スクールバス購入事業までの 35 事業と、次の段の臨時財政対策債を合わせた限度額の合計は、12 億 30 万円となります。

なお、全ての起債の方法は、普通貸借又は証券発行で、利率は、3%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては該当見直しの後の利率）とし、償還方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償

還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

次の11ページから230ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は全て省略をさせていただきます。

231ページをお開き願います。

231ページから、給与費明細書です。

1の特別職ですが、表の下段、前年度当初との比較の欄で説明いたします。

長等は、給与費の期末手当で0.05カ月分、12万3,000円の増、共済費で15万円の増、合計で27万3,000円の増となります。

議員は、給与費の期末手当で0.05カ月分、21万4,000円の増、共済費で63万4,000円の減、合計で42万円の減となります。

その他の特別職は、職員数が386人の減、報酬が671万7,000円の減、合計も同じく671万7,000円の減となり、比較欄の合計では、職員数が386人の減、報酬が671万7,000円の減、期末手当が33万7,000円の増、給与費計で638万円の減、共済費が48万4,000円の減、合計で686万4,000円の減となります。

次に、232ページをお開きください。

2の一般職です。

(1)の総括で、こちらも比較の欄で説明いたしますが、職員数、給与費、共済費の全てにおいて、前年度より、それぞれ増員、増額となっております。

主な理由は、令和2年度からスタートする会計年度任用職員制度に基づき、任用する職員の人数及びその人数に伴う給与費、共済費が新たに加算されることによるものです。

職員数は80人の増で、上段の括弧内には、再任用の短時間勤務職員とパートタイム会計年度任用職員を合計した人数を外数で記載していて、147人の増となっております。

給与費の報酬で1億3,854万6,000円の増、給料で2億950万円の増、職員手当で8,473万円の増、給与費の計では4億3,277万6,000円の増、共済費は4,301万円の増、合計で4億7,578万6,000円の増となるものです。

次の表の職員手当の内訳、それから233ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細、及び236ページから239ページまでの(3)給料及び職員手当の状況は、説明を省略させていただきます。

240ページをお開きください。

240ページからは、債務負担行為に関する調書となります。

1件ごとの説明は省略をさせていただきますが、1件目の別海町酪農工場機器整備から始まりまして、250ページまでお進みいただき、250ページ最後の公の施設に係る指定管理者に対する委託料、別海町総合スポーツセンターまでで全部で71件、債務負担行為限度額の合計で93億7,803万7,000円、前年度令和元年度末までの支出見込み額が16億4,680万1,000円、当該年度令和2年度以降の支出予定額が44億6,657万7,000円、上段括弧内の18億4,763万1,000円は、令和2年度分の支出予定額となります。

なお、表の右側には、令和2年度以降の支出予定額に係る財源内訳を記載しています。

最後に251ページ、地方債に関する調書です。

こちらも、それぞれの区分の説明は省略をいただき、1の公共事業等債から、一番下段の13の臨時財政対策債までの合計で申し上げます。

表の一番下の段で、平成30年度末現在高は163億1,021万1,000円、令和元

年度末現在高見込み額が１７０億１，８８９万５，０００円、令和２年度中増減見込み額で、令和２年度中起債見込み額が１２億３０万円、令和２年度中元金償還見込み額が１７億１，６６６万６，０００円、令和２年度末現在高見込み額は、１６５億２５２万９，０００円となります。

以上で、議案第１号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第２号令和２年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第４号令和２年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第５号令和２年度別海町介護保険特別会計予算、議案第６号令和２年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の４件について、順次説明を求めます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

議案第２号及び第４号から第６号までの福祉部関係、特別会計４件について、続けて説明させていただきます。

まず初めに、議案第２号令和２年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容を説明します。

別冊予算書の１ページをお開きください。

令和２年度別海町国民健康保険特別会計予算。

令和２年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２５億９，０００万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

第２条、一時借入金。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５，０００万円と定める。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明します。

まず、歳入です。

１款国民健康保険税、１項で９億７，７９０万５，０００円。

２款道支出金、１項で１４億８，８４８万９，０００円。

３款財産収入、１項で２２万５，０００円。

４款繰入金、１項で１億２，２８２万１，０００円。

５款繰越金、１項で１万円。

６款諸収入、１項と２項で５５万円。

歳入合計で２５億９，０００万円とするものです。

次に３ページ、歳出です。

１款総務費、１項から４項で１，９１３万８，０００円。

２款保険給付費、１項で１４億１０万円。

３款国民健康保険事業費納付金、１項で１１億２，８７０万６，０００円。

４款財政安定化基金拠出金、１項で５，０００円。

5 款保健事業費、1 項と2 項で1, 6 1 4 万円。

6 款基金積立金、1 項で1, 5 2 2 万5, 0 0 0 円。

7 款諸支出金、1 項で5 6 8 万6, 0 0 0 円。

8 款予備費、1 項で5 0 0 万円。

歳出合計で2 5 億9, 0 0 0 万円とするものです。

5 ページから1 9 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に、2 1 ページをお開きください。

こちらは、給与費明細書です。

1 の特別職で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

本年度、その他特別職職員数は7 名で、報酬は2 6 万4, 0 0 0 円です。

表の一番下、比較で人数及び報酬の増減はありません。

以上で、議案第2 号の内容説明を終わります。

次に、議案第4 号令和2 年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明いたします。

別冊予算書の1 ページをお開きください。

令和2 年度別海町介護サービス事業特別会計予算。

令和2 年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4 億9, 9 7 0 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

第2 条、地方債。

地方自治法第2 3 0 条第1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第2 表 地方債」による。

2 ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算です。

こちらの款の金額で説明いたします。

まず、歳入です。

1 款介護サービス費、1 項で1 億4, 7 6 9 万7, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 項と2 項で4, 1 1 3 万3, 0 0 0 円。

3 款財産収入、1 項で3 5 万7, 0 0 0 円。

4 款繰入金、1 項で3 億6 1 0 万円。

5 款繰越金、1 項で1 万円。

6 款諸収入、1 項で3 0 万3, 0 0 0 円。

7 款町債、1 項で4 1 0 万円。

歳入合計で4 億9, 9 7 0 万円とするものです。

次に3 ページ、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で1 億2, 8 3 7 万1, 0 0 0 円。

2 款公債費、1 項で5, 8 5 2 万8, 0 0 0 円。

3 款給与費、1 項で3 億9 8 0 万1, 0 0 0 円。

4 款予備費、1 項で3 0 0 万円。

歳出合計で4億9,970万円とするものです。

続いて、4ページをお開きください。

第2表、地方債です。

起債の目的は、老人保健施設整備事業で、施設におけるエアコン設置工事にかかるものです。

限度額は410万円、起債の方法は、普通貸借、利率は、3%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとし、合計で410万円とするものです。

次に、こちら5ページから20ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

21ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の一般職、（1）総括です。

一番下の比較の欄で説明します。

職員数は会計年度任用職員が3名の増、給与費は報酬で359万2,000円の増、給料で117万8,000円の増、職員手当で114万7,000円の増、給与費計では591万7,000円の増、次に共済費は205万円の減、合計で386万7,000円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳と、22ページから28ページの明細等については説明を省略させていただきます。

次に、29ページをお開きください。

こちらは、地方債に関する調書です。

介護サービス事業債で、30年度末現在高は4億4,193万4,000円、令和元年度末現在高見込額は4億1,392万2,000円、令和2年度中増減見込額で、令和2年度中起債見込額は410万円、令和2年度中元金償還見込額は5,054万8,000円を予定し、令和2年度末現在高見込額は3億6,747万4,000円となるものです。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

続いて、議案第5号令和2年度別海町介護保険特別会計予算の内容を説明します。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町介護保険特別会計予算。

令和2年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,810万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明します。

まず、歳入です。

1款保険料、1項で2億3,979万5,000円。

2 款分担金及び負担金、1 項で1 0 0 万7, 0 0 0 円。
3 款国庫支出金、1 項と2 項で2 億5, 1 8 6 万4, 0 0 0 円。
4 款支払基金交付金、1 項で3 億9 7 2 万2, 0 0 0 円。
5 款道支出金、1 項と2 項で1 億7, 0 8 5 万4, 0 0 0 円。
6 款財産収入、1 項で1 万5, 0 0 0 円。
7 款繰入金、1 項と2 項で2 億4 6 9 万1, 0 0 0 円。
8 款繰越金、1 項で1 万円。

9 款諸収入、1 項と2 項で1 4 万2, 0 0 0 円。

歳入合計で1 1 億7, 8 1 0 万円とするものです。

次に3 ページ、歳出です。

1 款総務費、1 項から3 項で1, 3 5 6 万7, 0 0 0 円。
2 款保険給付費、1 項で1 0 億9, 3 3 0 万円。
3 款地域支援事業費、1 項から3 項で6, 7 8 1 万8, 0 0 0 円。
4 款基金積立金、1 項で1 万5, 0 0 0 円。
5 款諸支出金、1 項で4 0 万円。
6 款予備費、1 項で3 0 0 万円。

歳出合計で1 1 億7, 8 1 0 万円とするものです。

5 ページから2 2 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

2 3 ページをお開きください。

給与費明細書です。

1 の特別職で、介護認定審査会委員4 名と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員1 0 名に係る報酬です。

本年度、その他の特別職の職員数は1 4 人、報酬は1 1 7 万7, 0 0 0 円となります。

表の一番下、比較で人数の増減はありません。

報酬は1 4 万3, 0 0 0 円の増となるものです。

以上で、議案第5 号の内容説明を終わります。

最後に、議案第6 号令和2 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容を説明します。

別冊予算の1 ページをお開きください。

令和2 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 億8, 2 5 0 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明します。

まず、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で1 億2, 6 0 2 万1, 0 0 0 円。
2 款繰入金、1 項で5, 6 2 5 万8, 0 0 0 円。
3 款繰越金、1 項で1, 0 0 0 円。

4款諸収入、1項と2項で22万円。

歳入合計で1億8,250万円とするものです。

次に3ページ、歳出です。

1款総務費、1項と2項で145万2,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で1億7,783万8,000円。

3款諸支出金、1項で21万円。

4款予備費、1項で300万円。

歳出合計で1億8,250万円とするものです。

こちらも、次ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第3号令和2年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第8号令和2年度別海町水道事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） はい。

それでは、議案第3号、議案第8号について内容説明をさせていただきます。

初めに、別冊の令和2年度別海町下水道事業特別会計予算書の1ページをお開きください。

議案第3号令和2年度別海町下水道事業特別会計予算。

令和2年度別海町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,780万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で申し上げます。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項で43万8,000円。

2款使用料及び手数料、1項と2項で1億5,069万5,000円。

3款国庫支出金、1項で1億3,185万円。

4款繰入金、1項で2億8,140万7,000円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項で70万円。

7款町債、1項で1億2,270万円。

歳入合計で6億8,780万円とするものです。

続いて3ページ、歳出です。

1款総務費、1項で3,537万3,000円。

2款下水道施設費、1項で2億6,744万8,000円。

3款集落排水施設費、1項と2項で1億7,602万7,000円。

4款公債費、1項で1億8,452万7,000円。

5款給与費、1項で2,142万5,000円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計で6億8,780万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為です。

負担事項の1件目は、令和2年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償、これは貸し付けした資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。

期間は令和2年度から7年度までで、限度額は210万円です。

続いて2件目は、別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担です。これは、令和2年度融資分に対する利子補給です。

期間は令和3年度からは7年度までで、限度額は1万円です。

次に5ページ、第3表、地方債です。

起債の目的、下水道事業会計移行事業、限度額2,040万円。続いて、特定環境保全公共下水道事業、限度額5,640万円。続いて、農業集落排水事業、限度額4,590万円、合計限度額で1億2,270万円。

起債の方法は普通貸借、利率は3%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後において当該見直し後の利率）、償還の方法ですが、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

次の7ページの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略いたします。

23ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、一般職で、（1）総括。

上の表の下段、比較の欄で申し上げます。

職員数に増減はございません。

給与費の給料16万円の増、職員手当4万6,000円の減、給与費計で11万4,000円の増、共済費10万1,000円の減、合計で1万3,000円の増となるものです。

以下、25ページまでの職員手当の内訳、（2）給料及び職員手当の増減額の明細、及び（3）給料及び職員手当の状況についての説明は省略させていただきます。

26ページをお開きください。

地方債に関する調書です。

下水道事業債一般分、臨時財政特例債及び公営企業会計適用債の合計で申し上げます。

平成30年度末現在高、13億915万3,000円、令和元年度末現在高見込み額、12億7,421万5,000円、令和2年度中増減見込み額で、令和2年度中起債見込み

額は1億2,270万円、令和2年度中元金償還見込み額は1億6,572万3,000円、
よって、令和2年度末現在高見込み額は12億3,119万2,000円となるものです。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

引き続き、議案第8号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第8号令和2年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

令和2年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、給水件数、7,266件。

2号、年間総給水量、523万3,260立方メートル。

3号、1日平均給水量、1万4,338立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で10億4,156万4,000円。

支出です。

1款水道事業費用、1項から3項で8億1,857万4,000円。

第4条 資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入が資本的支出額に
対して不足する額3億8,888万1,000円は、減債積立金2億1,354万9,000
円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,240万7,000円、過年度分
損益勘定留保資金1億4,292万5,000円で補てんするものとする。）。

収入です。

1款資本的収入、1項と2項で1億9,425万円。

支出です。

1款資本的支出、1項から3項で5億8,313万1,000円。

2ページをお開きください。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、1件目、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は1億6,990万円。
2件目は、農業水路等長寿命化事業、限度額は1,590万円。

起債の方法は証書借入、利率は3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率
の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は借入先の融資条件
による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることできるこ
ととするものです。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用

ができるものとする。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費とその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、5,292万4,000円

2号、交際費、5万円。

第9条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、1,888万9,000円と定める。

3ページからの予算実施計画、及び5ページからの予算実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

12ページをお開きください。

令和2年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差し引き合計で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

下段の差し引き合計で4億3,493万円の増。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差し引き合計で3億2,872万5,000円の減。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差し引き合計で2,774万9,000円の減。

3区分合計の資金増減額は、下から3段目7,845万6,000円の増となります。

最下段の資金期末残高は、27億5,625万円となる予定です。

次に、13ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、総括で、上の表の下段の比較の合計欄で申し上げます。

常勤の職員数の増減はございません。

括弧内は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い会計年度任用職員となりますが、1名の増。

給与費の報酬、119万1,000円の増。

給料、1万6,000円の増。

手当、54万3,000円の増。

給与費計で175万円の増となるものです。

法定福利費、40万6,000円の減。

合計134万4,000円の増となり、本年度合計で5,292万4,000円となる予定です。

以下、16ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減の明細、及び3の給料及び手当の状況につきましては説明を省略いたします。

17ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項は、財務省用地賃貸料で、限度額は1万2,000円です。

令和2年度以降の支払義務発生予定額は、令和2年度から令和3年度までの期間で1万

2,000円を見込んでいます。

以下、21ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては、説明を省略いたします。

以上、議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第7号令和2年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

それでは、議案第7号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

令和2年度町立別海病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は次のとおりとする。

1項、病床数、84床。

1号、一般病床、83床、2号、未熟児室1床。

2項、年間患者数、9万6,840人。

1号、入院、2万3,725人、2号、外来、7万3,115人。

3項、1日平均患者数、365人。

1号、入院、65人、2号、外来、300人。

4項、主要な建設改良事業。

MR I 導入事業、事業費で4億1,296万6,000円。

医療機械器具購入事業、事業費6,046万6,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款病院事業収益、1項から3項で21億3,198万4,000円。

支出です。

第1款病院事業費用、1項から4項で24億2,409万6,000円。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額8,883万円は過年度分損益勘定留保資金8,883万円で補てんするものとする。）。

収入です。

1款資本的収入、1項から3項で5億6,358万1,000円。

支出です。

1款資本的支出、1項と2項で6億5,241万1,000円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

1 件目です。

起債の目的、MR I 導入事業、限度額 2 億 8,660 万円。

2 件目、医療機械器具購入事業、限度額 1,860 万円。

起債の方法は、いずれも証書借入、利率 3 %以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、2 億円と定める。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費、12 億 5,868 万 5,000 円。

2 号、交際費、130 万円。

3 ページです。

第 8 条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1 号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、382 万 5,000 円。

2 号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,558 万 3,000 円。

3 号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、920 万円。

4 号、児童手当に要する経費、594 万円。

5 号、院内保育所に要する経費、2,017 万 2,000 円。

6 号、医師の派遣を受けることに要する経費、601 万円。

第 9 条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2 億 8,600 万円と定める。

第 10 条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は次のとおりとする。

1 件目、種類、建物、名称、検査等増改築、数量は一式です。

もう 1 件は、種類、機械備品、名称、MR I 等、数量は一式。

第 11 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

5 ページからの予算実施計画、及び 8 ページからの予算実施計画説明書は省略させていただきます、15 ページをお開き願います。

令和 2 年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れを表したものです。

説明は、各区分ごとの差し引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差し引き合計で 2,139 万 3,000 円のプラスとなります。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差し引き合計で２億７,１３１万７,０００円のマイナスとなります。

右側上段、３、財務会計活動によるキャッシュ・フロー。

差し引き合計で２億２,６９６万７,０００円のプラスとなり、区分合計での資金増減額は、右下、下から３段目で２,２９５万７,０００円のマイナスとなり、資金期末残高予定額は、右下最下段で、５４７万２,０００円となります。

この金額が、令和３年３月末の現金、預金額となる予定でございます。

続きまして１６ページとなります。

給与費明細書です。

１の総括で説明いたします。

下段比較の合計で申し上げます。

括弧は再任用短時間勤務職員及び一週間あたりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数を外数であらわしております。

職員数です。３８名の増。

給与費、給料で１億４,００４万８,０００円の増。

報酬、２億７,４０２万円の減。

手当、３,５９２万９,０００円の増。

給与費計で９,８０４万３,０００円の減。

法定福利費、２,８８１万７,０００円の増。

合計で、６,９２２万６,０００円の減となり、本年度合計で１２億５,８６８万５,０００円の予定となっております。

以下、２７ページまでは省略させていただきます。

以上で、議案第７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第１号から議案第８号までの令和２年度別海町各会計予算の８件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

令和２年度別海町各会計予算の８件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１号から議案第８号までの８件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の名称は、「令和２年度別海町各会計予算審査特別委員会」とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、先の議会運営委員会において申し合わせに基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に７番木嶋議員、副委員長に６番大内議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和２年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に７番木嶋議員、副委員長に６番大内議員と決定しました。

お諮りします。

ただいま、全員による令和２年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定しました。

ここで１０分間休憩いたします。

午後 ２時００分 休憩

午後 ２時１０分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１０ 議案第１７号

○議長（西原 浩君） 日程第１０ 議案第１７号別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第１７号別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、内容を御説明いたします。

昨年１０月からの消費税１０％への引き上げをきっかけといたしまして、公共施設の使用料及び行政事務の手数料の改正検討を行ってまいりました。

検討を踏まえ進める中で、行政サービスコスト、これに対する行政負担と住民負担の考え方が整理されていない状況であったこと、そして、現行料金は長年改正されておらず、算定根拠が不明となってしまうものもあり、ただ単純に消費税の引き上げ分の上乗せ改正を行うということではなくて、コストを把握し、分野ごとにあるべき住民負担を検討して、算定根拠を明確化することで説明責任を果たそうということに主眼を置く基本的な考え方、こちらのほうを策定し、それに基づく改正となっております。

この基本的な考え方の案と、それに基づく料金改正案につきましては、昨年１２月５日に開催されました全員協議会のほうで議員の皆さま方には御説明させていただき、その後、１２月１６日から１月３１日までの４７日間の期間を設けて、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントでも御意見はなく、その結果を受けまして、原案のまま使用料及び手数料の見直しに関する基本的な考え方として策定し、現在ホームページ上で公表を行っているところであります。

本案は、この改正趣旨により１６の条例改正に影響するため、整理条例の制定として提出させていただいております。

議案書では、１７ページから５３ページまでとなります。

改正を要する個別の条例を条立てしている構成となっておりますが、改正条文の朗読は省略させていただきまして、別冊の議案資料により御説明いたします。

まずは議案資料の9ページをお開きください。

議案資料の9ページから69ページまでが改正条例ごとの新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

こちらの新旧対照表での説明につきましては省略させていただきまして、資料の1ページをお開き願います。

全体的な改正の概要につきましては、こちらの別海町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整理等に関する定数条例制定説明資料により説明させていただきます。

1番、本条例で整理される改正条例は、マルチメディア館条例、地域会館及び運動広場条例、福祉施設条例、こちらは各地区のふれあいセンターに関する条例です。

そして、地域防災センター設置条例、町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例、資源循環センター設置及び管理に関する条例、酪農工場設置条例、農漁村加工体験施設条例、コミュニティセンター設置及び管理条例、ふれあいランド条例、交流館条例、公民館設置及び管理等に関する条例、郷土資料館設置条例、総合スポーツセンター条例、社会体育施設設置条例、手数料条例、以上の16の条例となります。

2番の料金改正の主な概要ですけれども、先ほど申し上げました基本的な考え方により、1つ目といたしましては、原価と受益者負担割合を用いた料金算定としていること。

2つ目として利用者負担の公平性を図り、利用しやすい時間区分とするため、できる限り1時間当たりの料金設定としていること。

3つ目に同じような目的で使用が見込まれる施設において、貸室等の使用料、暖房料加算及び減免規定などでは整合性を図っていること。

4つ目としては使用料及び手数料の改定上限額を現行料金の2倍以内としていることなどにより、改正を行うものであります。

2ページにお進みください。

3番といたしまして、その他の改正事項です。

このたびの料金改正に併せまして、各条例において、他の条例との文言の整合性を図るなど、所要の改正を行っておりまして、記載の表にまとめております。

1段目、マルチメディア館条例において、使用料の還付にかかる規定を明確にするため、他の条例と同様の還付規定の追加。

2段目、資源循環センター設置及び管理に関する条例は、「利用」を「使用」に改める文言の修正。

3段目及び4段目の酪農工場設置条例、及び5段目、6段目の農漁村加工体験施設条例においては、同様に還付規定の追加と、「利用」を「使用」に改める文言の修正。

続く7段目のコミュニティセンター設置及び管理条例では、使用時間の規定を「午後8時から午後10時まで」などと明記するものです。

8段目からは3ページにわたり、ふれあいランド条例ですが、こちらはまず、ふれあいキャンプ場とグリーン広場の住所に、それぞれ「ほか」を加えるもの、次の段では、「4月20日から10月31日まで」の開設期間の明示規定の追加。

そして一番下の段ですが、ふれあいランド事業の規定に、尾岱沼ふれあいキャンプ場条例と整合性を図るために、「施設を使用する者が快適に過ごすための環境整備」という規定を追加しております。

3ページをお開きください。

同じく、ふれあいランド条例で1段目ですが、同様に還付規定の追加。

次の段ですが、許可の目的外に使用してはならないとする目的外使用禁止規定を削除整理しております。

3 段目、交流館条例では、使用者または利用者の範囲に係る規定の削除整理と、次の段ですが、使用料または利用料、利用料金の規定が同じ条で規定されていたものを、別々の条に分けて、ほかの類似条例の構成と整合性を図っております。

最後の段ですが、公民館設置及び管理等に関する条例では、使用者が建物や附属設備を破損したときの損害賠償の規定について、その協議する相手を教育委員会として明記するものです。

その他、引用条項及び文言の修正など所要の改正を行うものですが、いずれも各条例等との整合性を図ることによるものです。

4 番につきましては、最後に説明いたします。

4 ページにお進みください。

4 ページから 7 ページまでは、今回改正する各施設等の使用料及び手数料、そして暖房料の改定料金について、現行料金と比較する一覧表となっております。

一覧表で示す改正額は基本的な考え方に基づき、昨年 1 2 月 5 日開催の全員協議会、そして、パブリックコメントを実施した際にお示しした料金改正案の額と変更はございませんので、1 件ごとの説明は省略させていただきます。

なお、改正前の現行料金の表示についてですが、これまで午前、午後などの時間帯でまとめた料金となっている施設等の使用料につきましては、比較のために 1 時間当たりの価格に換算して表示しておりますことを申し添えます。

続きまして 8 ページをお開きください。

こちらの改正は、マルチメディア館、ふれあいキャンプ広場、公民館の条例で規定しております付帯設備及び貸出備品の改正料金について、現行料金と比較する一覧表となっております。

使用料及び手数料の見直しに関する基本的な考え方の中で、付帯設備及び貸出備品の料金改正については統一的な基準の設定が困難であるため、必要により施設単位で検討する事項としたところですが、このたびの料金改正に合わせ、1 時間当たりにはできるものは 1 時間当たりに、その他適切な消費税転嫁を含む料金の見直しを行っておりまして、記載の表のとおり改正するものです。

こちらでも 1 件ごとの説明は省略させていただきます。

3 ページにお戻りください。

最後に、4 番といたしまして、施行期日、経過措置に関してですが、附則として「この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。」こと、また、経過措置といたしましては、「施行日前の使用に対する使用料及び施行日以後の使用に対する使用料で、施行日前に納入通知書を発行したものについては、改正前の使用料とする。」ことを規定するものです。

以上で議案第 1 7 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 1 7 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 1 議案第 1 8 号

○議長（西原 浩君） 日程第 1 1 議案第 1 8 号別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第 1 8 号別海町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

議案書のほうは 5 4 ページ、議案資料は 7 0 ページになります。

土地開発基金は事業の円滑な執行のために、公用もしくは公共用の施設を新たにあらかじめ取得できる目的で設置され、現行条例では、1 億円を基準とした定額預金として運用しております。

近年では、生涯学習センター用地をこの基金を活用し先行取得しましたが、全ての用地取得などが完了し、事業も着工となりましたことから、昨年 1 2 月の一般会計補正予算において、土地開発基金から用地を取得する予算を計上し、議決をいただいたところです。

これにより、今年度末、令和元年度末ですけれども、土地開発基金側での土地の保有はなくなり、昭和 4 9 年制定時からの利子運用益等による積立てを含めまして、預金で基金の残高は 1 億 7, 6 0 0 万円ほどになる見込みです。

一方で生涯学習センターの着工を終え、当面は新たな用地を大規模に取得する公共工事等の計画が落ちつく見通しでありますことから、この見通しに比べて、基金規模が大きくなっている当該土地開発基金を財政運営上、有効活用できるよう現行基準額である 1 億円に達する額まで処分ができる処分規定を、新たに設けたいとするものであります。

改正条文の朗読は省略させていただきまして、別冊の議案資料により御説明いたします。議案資料の 7 0 ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。

今回の一部改正は、左側改正後になりますが、第 2 条第 3 項の次に第 4 項として、「町長は財政上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第 2 項の規定により追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金の一部を処分することができる。」、そして第 5 項、「前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。」、この 2 つの処分に関する規定を加えたいとするものです。

また、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で議案第 1 8 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 1 8 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 2 議案第 1 9 号

○議長（西原 浩君） 日程第 1 2 議案第 1 9 号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第19号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書55ページをお開きください。

本条例の一部改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料の71ページをお開き願います。

条例の新旧対照表です。

右側が現行条例、左側が改正後の条例で下線部分が改正箇所となります。

現行の目次については、第4章の次に、条文の改正等により二つの章を追加するものです。

続いて、第15条第3項は、災害弔慰金貸付けに係る償還金の支払猶予の規定について、これまでは施行令のみに規定されておりましたが、償還金の支払猶予制度が貸付けを受けた方には、大変重要な制度であることなどから、法において明確に規定されたこと、また、これまで死亡または重度障害による場合のみ免除されていたものを、破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けた場合についても、償還未済額、全額または一部の償還を免除することができるとする償還免除事由の拡大内容が条項整理されたことに伴いまして、引用条項の整理を行うものです。

次に、第5章は、法に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給にあたり、自然災害による死亡、または重度障害であるか否かなど、判断が困難な場合には、関係する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされたことから、支給審査委員会の設置に関し規定するものです。

次に、第6章は、現行の第16条規則への委任条文を第17条に繰り下げ、第5章の次に追加するものです。

なお、附則としまして、本条例は公布の日から施行するものです。

以上で、第19号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第20号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第20号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第20号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の57ページをお開きください。

本条例の一部改正は、近年の急激な少子化により、へき地保育園各園の児童数は減少傾向にあり、現在設定している定員数と利用する児童数に乖離が生じていることなどから、今後の利用見込み児童数を勘案し、定員の見直しを行おうとするものです。

また、豊原へき地保育園においては、今後において入園児童数の増は見込めないこと、加えて小学校接続に向けた諸問題が懸念されることなどから、父母の会及び地区連合町内会からの閉園の要望を受け、新年度から閉園とし、中春別へき地保育園へ統合することとしたところです。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料の73ページをお開き願います。

右側が現行条例、左側が改正後の条例で下線部分が改正箇所となります。

改正前の第2条表中、名称、西春別へき地保育園の項中、定員「60名」を「20名」に、上春別へき地保育園の項中、定員「60名」を「30名」に、上風連へき地保育園の項中、定員「50名」を「25名」に、本別海へき地保育園の定員「30名」を「15名」にそれぞれ改め、豊原へき地保育園の項を削除するものです。

なお、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上、議案第20号の内容説明を終わります。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

ただいまの説明ですね。

新年度から豊原へき地保育園が閉園し、新年度から中春別へき地保育園に統合というふうに説明しましたがけれども、認定こども園中春別保育園の誤りです。

訂正いたします。

○議長（西原 浩君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第21号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第21号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第21号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

議案書の58ページをお開きください。

本条例の一部改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について、所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、放課後児童クラブに配置が義務づけられている放課後児童支援員の資格基準の一つである受講義務とされる研修の実施者について、現行の都道府県知事が行う研修に加え、指定都市の長が実施する研修の項目が可能となったことに伴う改正です。

また、この研修を修了していないものであっても、一定の条件を満たし研修の終了を予定しているものは、放課後児童支援員とみなすことが可能です。

この、みなし支援員に係る経過措置期間について、厚生労働省基準が従うべき基準から参酌すべき基準に改められ、自治体の判断において期間延長可能となったことから、みなし支援員の研修修了期間の延長を行おうとするものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の74ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右側が現行条例、左側が改正後の条例です。

第10条第3項は、放課後児童支援員の研修実施者に、「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものです。

附則第2条はみなし支援員にかかる経過措置期間について、現行の規定を延長し、令和7年3月31日までとするものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第22号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第22号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第22号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書59ページをお開きください。

本条例の改正は、軽費老人ホーム利用料に関する基準の一部改正に伴い、利用料の基準が改められたことから、別海町ケアハウス使用料を見直すこととして、本条例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略し、改正の内容は、別冊の議案資料により説明させていただきます。議案資料の75ページをお開きください。

別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

別表の別海町ケアハウス使用料について、対象収入による階層区分欄の、3階層から7階層までのサービスの提供に要する費用を改め、「3階層は2万円、4階層は3万2,000円、5階層は4万7,000円、6階層は6万4,000円、7階層は8万8,000円」とするものです。

なお、1階層と2階層については変更ありません。

また、2階層以降のサービスの提供に要する費用の金額に、円の表記を加えるものです。

次に、生活費を「4万2,490円」から「4万4,500円」に改め、階層区分ごとの使用料の金額を計の欄のとおり、「1階層で6万6,500円、2階層で7万500円、3階層で7万8,500円、4階層で9万500円、5階層で10万5,500円、6階層で12万2,500円、7階層で14万6,500円」とするものです。

また、備考欄の冬期加算期間を「11月から翌年3月まで」から、「11月から翌年4月まで」とし、冬期加算額を「7,880円」から「8,250円」に改めるものです。

その他、表下の第1項、下線部分の語句を修正するものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

各種ちょっと引き上げることなんだけれども、特に例えばですよ、生活費に関しては、1.047倍になるという計算なんですけれども、これ単純に消費税増税分を、上げることではないですね、それより少し余分に上がってるような気がするんですけども、全体的な見直しっていうことからそういうふうに、この数字が出てきたのかなと思うんですけども、それぞれについて、引き上げる、これだけ引き上げることの根拠を示していただきたいと思います。

○介護支援課長（千葉 宏君） 議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、軽費老人ホーム利用料に関する基準、こちらの一部改正、その内容につきまして生活費の分についての変更についてもうたわれております。

地域を2地区に分けて、それぞれ甲地、乙地、この2カ所について生活費が設定さ

れております。

別海町につきましては、乙地という形で設定となりまして、その中で4万4,500円が生活費になるという形で定められておりますので、今回それに準じて変更をかけております。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

そういうふうに使われているから、そういうふうにしたってというような答えなのかなっていうふうに思うんですが、単純に消費税増税分を加算して出した額ではないということはっきりしてますよね、計算合いませんから、だから、単純にその消費税増税分だけではないんだなというふうに思いますので、その他、加算要因があるということをどういうふうに理解されているか、認識されているかっていうことを聞いたんです。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時44分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、1人当たりの額ということで道から示されている額なんですけれども、生活保護法の法基準によって地域ごとに2つの地域に分けてですね、設定されたということ、それをこちらのほうで、そのとおり活用するというところで進めているところです。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

国の基準だからってね、いうふうなことでまるっこ飲み込むっていうふうな形かなと思うんだけど、どうも計算が単純にね、消費税増税分を上乗せするっていうこととは違うなというふうに、国からも何かそういう説明がなかったんだろうかと、そして町としてはどういう理解があるのかなというのは、非常に素朴に疑問になったわけですからお聞きをしたんですが、そこら辺はわからないっていうんなら、わからないで結構ですけど、もう一度聞きます。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

それ以上ですね、今のところは示されていないということです。御理解ください。

○議長（西原 浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

◎日程第16 議案第23号

○議長（西原 浩君） 日程第１６ 議案第２３号別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第２３号別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書６２ページをお開きください。

本条例の改正は、別海町高齢者生活ハウス入居者から徴収する利用料の算出単価が消費税率の引き上げに伴い改められたことから、別海町高齢者生活ハウス使用料を見直すこととして、本条例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略し、改正の内容は別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の７８ページをお開きください。

別海町高齢者生活ハウス条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

別表の別海町高齢者生活ハウス使用料について、居室の単身世帯管理費を「１万１,６００円」から「１万２,５００円」に改めるものです。

管理費は、上下水道料、電気料、暖房料、浴場集会室等の共用部分の経費の合算となります。

管理費と事務費の合計が施設の使用料となり、対象収入による階層区分のＡ階層からＪ階層までの１０階層の使用料を、別表計の単身世帯の欄のとおり改めるものです。

７９ページをお開きください。

居室の夫婦世帯管理費を「１万７,４００円」から「１万８,７５０円」に改めるものです。

管理費と事務費合計が施設使用料となりますが、夫婦世帯は事務費の負担を２名分とし、単身世帯と同様に１０階層の使用料を別表計の夫婦世帯の欄のとおり改めるものです。

続いて８０ページになります。

次に、生活援助員室の管理費についても「２万６,５００円」から「２万８,１００円」に改め、あわせて同居者がいる場合の加算額を「５,８００円」から「６,２５０円」に改めるものです。

附則として、この条例は令和２年４月１日から施行するものです。

以上で、議案第２３号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

先ほどと同様の質問なんですけれども、例えば単身世帯の管理費が１万１,６００円から１万２,５００円に引き上げる案で、１.０７８倍になるということですが、これも単純に消費税増税分を上乗せしたっていう数字としては違いが出てくるなっていうことで、そ

れの算出根拠について改めてお聞きをいたします。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

ただいまの御質問にお答えします。

今回新たな単価にした場合といたしまして、科目のですね、それぞれの項目、水道料、下水道料、電気料、暖房料、共用部分の経費、こちらについての見直しをかけております。

水道料と下水道料につきましては、現時点での最低基本料金に見直しをかけております。

水道料の金額が983円になります。

下水道料が894円となります。

電気料につきましては、こちらのほうは契約の内容につきまして、今までより金額が安くなるような契約になっております。

2,932円という形での、ひと月の金額の契約になっております。

暖房料につきましては、冬期加算額という形で8,250円、こちらのほうはですね、ケアハウスと同様の金額を算定させていただいております。

共用部分の経費につきましては、3,629円といたしまして、浴場、洗濯室、廊下、集会室、玄関、この共用部分について面積案分等をかけまして、個人に負担のかかる分について算出したものを加算額として、ひと月3,629円とさせていただいております。

こちらの合算をいたしまして、月額が1万2,500円という形になりまして、900円の増という形になっております。以上になります。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

理由そのものをわかりましたけれども、これ、全部に当てはまるということによろしいんでしょうか。

夫婦世帯あるいは生活援助員室に関しても、今と同じ考え方だということによろしいんでしょうか。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問のありました夫婦世帯につきましても、考え方は同様になっております。

生活援助員室につきまして、こちらにつきましては部屋の広さが通常の単身世帯と違いますので、そちらのほうがですね、面積案分をちょっと変えたりしまして計算をしております。以上になります。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

◎日程第17 議案第24号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第24号別海町墓地条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第２４号別海町墓地条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。
議案書の６５ページをお開きください。

本条例の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、別海町墓地を管理するために置く管理人について、これまでの非常勤職員としての委嘱ができなくなることから、墓地管理人の設定等について改正しようとするものです。

改正の内容ですが、別海町の２７の墓地のうち、尾岱沼霊園、べつかい霊園及び西春別駅前霊園の３霊園とその他の墓地に分け、３霊園の管理人を霊園管理人、３霊園を除く２４の墓地の管理人を墓地管理人とし、専従管理人である霊園管理人の３名については、現在の一般職非常勤職員からパートタイムの会計年度任用職員に移行することとします。

また、墓地管理人については、業務に従事する頻度が少ないことなどから、会計年度任用職員とはせず、団体または個人との業務委託に変更しようとするものです。

なお、墓地管理人との業務委託に関しては、本条例の施行規則において定めることとしていきますので申し添えておきたいと思います。

それでは議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の８１ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第１４条第１項では、３霊園を管理するための職員として、霊園管理人を置くことを、また、第２項には、霊園を除く墓地に墓地管理人を置くことができるとする規定を加えるものです。

第１５条では、霊園管理人の報酬及び費用弁償について、別海町第１号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の定めるところによると改めます。

附則として、この条例は令和２年４月１日から施行するものです。

以上で、議案第２４号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１８ 議案第２５号

○議長（西原 浩君） 日程第１８ 議案第２５号別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

議案第２５号別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の６７ページをお開きください。

本案は、町が設置する別海町水産物保管施設について、平成１８年度の建設当時から公の施設として位置づけ、指定管理者制度を導入して、施設の管理を指定管理者に行わせてきましたが、これまでの利用や運営状況から広く地域住民が利用する公の施設としての位置づけにそぐわないものと判断し、指定管理に関する条項を改め、新たに施設に係る業務を委託することができることとしたといたしたく、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の８２ページをお開きください。

別海町水産物保管施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前の条文、左側が改正後の条文となります。

第６条の「指定管理者による管理等」を改め、「業務の委託」とし、施設に係る業務を漁業協同組合等に委託することができるものとするものです。

附則として、この条例は令和２年４月１日から施行することとしています。

以上で、議案第２５号の説明内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで１０分間休憩いたします。

午後 ３時００分 休憩

午後 ３時１０分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１９ 議案第２６号

○議長（西原 浩君） 日程第１９ 議案第２６号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（川畑智明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（川畑智明君） はい。

議案第２６号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案の６８ページをお開きください。

本条例の改正は、国の道路構造令において、自転車を安全かつ円滑に通行させるため、自転車通行帯にかかる基準が新たに規定されたこと、及びこの基準に伴い自転車道を設置する道路の設計速度が新たに規定されたことから、この改正に準じて、町においても同様の改正を行うものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の８３ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表は右が改正前、左が改正後で下線部分が今回の改正箇所となります。

第５条第１項、５項及び第７条第２項の改正は、自転車通行帯を新たに規定することに伴い改正するものです。

８４ページにお進みください。

第９条の２は、道路構造令において自転車を安全かつ円滑に通行させるため、道路の左端寄りに設置する自転車通行帯の基準が新たに規定されたため、この基準に準じて、本条例において自転車通行帯の設置基準を規定するものです。

８５ページをお開きください。

第１０条第１項及び第２項の改正は、道路構造令において自転車道の設置要件に道路の設計速度が１時間につき６０キロメートル以上であるものが新たに規定されたことから、この規定に準じて改正するものです。

８５ページ下段、第１１条から８７ページ、第３０条第３項までの改正は自転車通行帯を規定したことに伴い、自転車通行帯等を加えるものです。

８７ページをお開きください。

第３９条の改正は、自転車通行帯の幅員を規定した第９条の２第３項を加えるものです。

なお、附則としまして、第１項では施行期日を施行の日からとし、第２項では条例の施行日に工事中の町道につきまして、改正後の第９条の２、並びに第１０条第１項及び第２項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるとするものです。

以上で、議案第２６号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○７番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） ７番木嶋議員。

○７番（木嶋悦寛君） はい。

この構造の技術基準が定められたことにより、町内で対象となる道路があるのかどうか伺います。

○管理課長（川畑智明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（川畑智明君） 質問にお答えいたします。

この基準に基づいて、現在対象となる道路はありません。以上です。

○議長（西原 浩君） 木嶋議員よろしいですか。

○７番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) ないようですので質疑を終わります。

◎日程第20 議案第27号から日程第21 議案第28号

○議長(西原 浩君) 日程第20 議案第27号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21 議案第28号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。内容について、順次説明を求めます。

○管理課長(川畑智明君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 管理課長。

○管理課長(川畑智明君) はい。

初めに、議案第27号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案の70ページをお開きください。

本条例の改正は、消費税率の改正、固定資産税評価額の評価替えに伴う道路占用料の改正、道路占用料の端数処理の方法を追加するため改正するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の89ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表は右が改正前、左が改正後で下線部分が改正箇所となります。

初めに、第2条、占用料の額の改正は、消費税率の改正に伴う改正となりますが、道路占用料は消費税法上、土地の貸付けに係る対価が該当し、貸付期間が1カ月未満のものを除き非課税と規定されています。

このため、1カ月未満の占用は課税対象となるため、ここで規定するもので消費税率の改正に合わせて、消費税の課税対象であることを明確にするため改正するものです。

次に、別表の改正です。

国道の占用料は、道路法施行令において固定資産税評価額をもとに算定しているところですが、平成30年度の評価替えに基づき、令和2年4月から改正されることとなっております。

また、道路占用料は、この道路法施行令の占用料の額を参考に設定するよう努めることとされていることから、町道の占用料も同額とする改正を行うものです。

なお、別表の改正内容につきましては、現在、占用許可をしている物件のうち、主なもののみを説明させていただき、それ以外の改正内容につきましては説明を省略させていただきます。

また、占用料の額は、増減額で説明させていただきたいと思います。

別表、一番上の第1種電柱、80円の増。

その3段下、第1種電話柱が70円の増となるものです。

91ページをお開きください。

2段目、外径が0.07メートル以上、0.1メートル未満の埋設管類が4円の増となります。

次に、96ページをお開きください。

下段、備考の9の改正は、1円未満の端数処理方法を追加するものです。

この改正により、令和2年度の占用料は約115万円の増額となる見込みですが、増額見込みの99%、北電、NTT等の電気通信会社が占めております。

また、この条例を準用し占用料を徴収しております、別海町法定外道路管理条例におきましても、約4万8,000円の増額となる見込みです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第28号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案の75ページをお開きください。

本条例の改正は、消費税率の改正に伴う改正、及び占用料の端数処理方法を追加するため改正するものです。

それでは議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の97ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右は改正前、左が改正後で下線部分が今回改正箇所となります。

なお、今回の改正は別表のうち、備考のみの改正となりますので、そのほかの記載に変更改正はありません。

別表の一番上、1の流水占用料の改正は、99ページをお開きください。

中段、備考4の改正は、消費税率の改正に伴い消費税の課税対象であることを明確にするため改正すること、及び文言の修正です。

次の備考の5の改正は、1円未満の端数処理方法を追加するものです。

次に、2の土地占用料の改正につきましては、102ページをお開きください。

102ページ下段、別表4の改正は103ページ上段にかけまして、道路占用料徴収条例の一部改正で説明させていただいたとおり、1カ月未満の占用に係る消費税率の改正に合わせて、消費税の課税対象であることを明確にするため改正するものです。

次に、103ページをお開きください。

備考5の改正は、1円未満の端数の処理方法を改正するものです。

次に、3の土石採取料その他河川産出物採取料は、105ページをお開きください。

先ほどの流水占用料と同様に、備考1は消費税率の改正に伴う改正、備考の2が1円未満の端数の処理方法を追加するものです。

この改正による令和2年度の占用料は、600円程度の増額となる見込みです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上、議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第27号と議案第28号の2件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

○議長（西原 浩君） 日程第２２ 議案第２９号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、日程第２３ 議案第３０号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について、日程第２４ 議案第３１号別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての３件については関連がありますので、一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○建築住宅課長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（田畑直樹君） はい。

議案第２９号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３０号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３１号別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について、一括で御説明させていただきます。

初めに、議案第２９号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案書８０ページをごらんください。

民法の一部を改正する法律によりまして、債権関係や原状回復費用の取扱い等の規定の見直しが行われたことに伴い、公営住宅制度に関する改正も行われております。

これに伴いまして、公営住宅管理標準条例が改正されたことから、本町の町営住宅条例も一部を改正しようとするものでございます。

また、併せまして、イーストタウン寿団地集会場の使用料につきましても改正しようとするものでございます。

議案の朗読を省略しまして、議案資料により御説明させていただきます。

議案資料１０６ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表となります。

右が改正前、左が改正後、下線部分が今回改正する箇所でございます。

主な改正内容としましては５点ございます。

１点目でございますが、１１０ページをごらんください。

下段第１１条、住宅入居の手続でございます。

第１項第１号で入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除しております。

近年の身寄りのない単身高齢者等の増加や労働力人口の減少などを踏まえ、今後、入居に際し連帯保証人を確保することは、より一層困難になることが懸念されております。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で提供しておりますので、その目的を踏まえ、連帯保証人が確保できないために入居できないという事態が生じないようにする必要がありますことから削除しております。

なお、現状、連帯保証人が実質的な緊急連絡先としての役割も果たしておりますことから、入居の際に緊急連絡先は確保することとしております。

２点目でございますが、１１１ページをごらんください。

下段第１４条、家賃の決定でございます。

第４項を追加し、認知症入居者等の収入申告ができない方への収入申告義務の緩和をしてございます。

認知症のある方、知的障害のある方、精神障害のある方など、収入申告することが困難な事情にある入居者につきまして、収入申告義務を免除し、町が収入認定できる規定を追加してございます。

3点目でございます。

113ページをごらんください。

上段第19条、敷金でございます。

第3項を追加し、敷金の取扱いについて規定をしてございます。

民法改正により、敷金を未履行の弁済に充てることができる規定が新設されたことに伴いまして、延滞賃料その他債務があった場合、敷金から控除し残額のみを返金するということを明示しております。

4点目でございますが、同ページ下段、第21条、修繕費用の負担でございます。

第1項で、原状回復費用の取り扱いについて定める規定を変更しています。

これまで、町の修繕費用の負担義務は最小限度でございましたが、入居者への負担を軽減するために、町で負担する範囲を拡大しております。

なお、入居者の責で破損したものにつきましては、従来どおり本人負担での修繕となります。

5点目は、民法や公営住宅管理標準条例の改正に伴うものではございませんが、今回あわせて改正しようとするものでございます。

120ページをごらんください。

中段、第6条、使用料でございます。

イーストタウン寿団地集会所の使用料でございますが、冠婚葬祭等に関する使用及び町民以外の使用並びにかかる使用料の徴収する規定等を削除してございます。

今回、消費税増税に伴います使用料の見直しを行ってまいりましたが、寿団地集会場につきましては、本来、寿団地住民の会合ですとか、地域住民との交流を目的として建設された施設でございます。

しかしながら、建設当初、別海市街地には葬儀を行える場所がなかったことから、使用料を条例に規定しまして、以来、葬儀会場としての役割も持たせておりました。

また、使用料を規定しましたことから、町民以外の使用について可能とした経緯がございました。

現在、別海市街地におきましては、民間事業者によります大小2つの葬儀が行える場所が営業をいたしております。

また、これに伴い、集会場での葬儀使用がなくなっていることに鑑みましても、葬儀会場としての役割は終えたものと考えております。

また、これまで町民以外の使用を認めておりましたが、町民以外の使用はございませんでした。

これらのことから、今回、冠婚葬祭等による使用や町民以外の方の使用に関する文言、かかる使用料の徴収に関する文言を削除し、これに伴います別表、使用料金も削除いたしまして、寿団地集会場を本来の寿団地住民の会合や地域住民との交流を目的とした施設へと戻す改正でございます。

主な改正内容は、以上のとおりでございます。

なお、その他制度改正に伴う所要の改正を行っておりますが、条項の追加、条項のずれの解消、文言の修正となっております。

また、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

次に、議案第30号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを御

説明いたします。

議案書 8 4 ページをごらんください。

こちら民法の一部を改正する法律によりまして、債権関係や原状回復費用の取扱い等の規定の見直しが行われたことに伴いまして、本町地域振興住宅条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案の朗読は省略しまして、議案資料により御説明いたします。

議案資料の 1 2 3 ページをごらんください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表となります。

右が改正前、左が改正後、下線部分が今回改正する箇所でございます。

主な改正内容としましては、こちら 2 点でございます。

1 点目でございますが、中段、第 9 条、入居の方法及び取消でございます。

第 1 項第 1 号で、入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除しております。

提案理由につきましては、先ほどの議案第 2 9 号の第 1 1 条住宅入居の手続で御説明させていただきました内容と同様でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

2 点目でございますが、下段第 1 7 条、修繕費用の負担でございます。

第 1 項で原状回復費用の取り扱いについて定める規定を変更してございます。

こちらの提案理由につきましては、先ほどの議案第 2 9 号の第 2 1 条修繕費用の負担で御説明させていただきました内容と同様でございますので、こちらにつきましても省略させていただきたいと思います。

その他、制度改正に伴う所要の改正を行っておりますが、文言の修正となっております。

なお、附則としまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で、議案第 3 0 号の説明を終わります。

最後に、議案第 3 1 号別海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書 8 6 ページをお開きください。

こちら民法の一部を改正する法律によりまして、債権管理や原状回復費用の取り扱い等の規定の見直しが行われたことに伴いまして、本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正しようとするものです。

議案の朗読は省略し、議案資料により御説明させていただきます。

議案資料の 1 2 5 ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表となります。

右が改正前、左が改正後でございます。

下線部分が今回改正する箇所でございます。

主な改正内容としましては 2 点でございます。

1 点目でございますが、中段第 1 1 条、住宅入居の手続でございます。

第 1 項第 1 号で入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除しております。

提案理由につきましては、先ほど同様、議案第 2 9 号の第 1 1 条住宅入居の手続で御説明させていただきましたので省略させていただきたいと思います。

2 点目ですが、下段第 1 7 条、修繕の実施及び費用の負担でございます。

第 1 項で原状回復費用の取り扱いについて定める規定を変更してございます。

こちらの提案につきましては、先ほどの議案第２９号の第２１条修繕費用の負担で御説明させていただきました内容と同様でございますので、省略させていただきたいと思います。

その他、制度改正に伴う所要の改正を行っておりますが、文言の修正となっております。

なお、附則としまして、この条例は令和２年４月１日から施行するとしております。

以上で、議案第３１号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２９号から議案第３１号までの３件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２５ 議案第３２号

○議長（西原 浩君） 日程第２５ 議案第３２号別海町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第３２号別海町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書の８８ページをお開きください。

本条例の改正は、特定環境保全公共下水道事業基本計画の変更に伴い、計画区域、計画人口、計画汚水量などを見直したことにより、排水区面積、計画人口及び処理能力が変更となることから、関係する条文について改正するものです。

それでは議案の内容説明いたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の１２７ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正箇所となります。

第３条の表で、別海排水区の区域の欄中、「別海１４０番地」を削り、同表西春別排水区の区域の欄中、「西春別８１番地」を削るものです。

これは区域の変更に伴い、対象となる字地番を整理するものです。

次に１２８ページ、第４条の表で別海排水区の面積の欄中「３６９．５ヘクタール」を「３７１．９ヘクタール」に改め、計画人口の欄中「５，６００人」を「５，４４０人」に改め、同表西春別排水区の面積の欄中「１２２．９ヘクタール」を「１１９．８ヘクタール」に改め、計画人口の欄中「１，８００人」を「１，４９０人」に改め、同表走古丹排水区の計画人口の欄中「２１０人」を「１６０人」に改めるものです。

次に、第５条の表で、走古丹終末処理場の処理能力の欄中「１日最大１４０立方メートル」を「１日最大７０立方メートル」に改めるものです。

１２９ページをお開きください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第33号

○議長（西原 浩君） 日程第26 議案第33号別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○学校給食センター長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（入倉伸顕君） はい。

議案第33号別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書89ページをお開きください。

本件については、別海町学校給食センターの建て替えに伴い、設置の位置を変更することから、本条例の一部を改正するものです。

別海町学校給食センターは昭和44年に建設し、50年が経過し維持補修を行いながら、安全安心な学校給食の提供を行っています。

このような状況の中、今後も安定した給食提供を継続するため、現施設の老朽化対策として改築することとし、平成29年度に基本設計及び実施設計、平成30年度から31年度まで、建築工事、厨房機器設置工事及び外構工事を実施し、令和2年4月から新しい学校給食センターでの運用を開始する運びとなりました。

現在、4月からの運用開始に向け、準備を進めているところです。

それでは、改正条文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の130ページをお開きください。

本改正案の新旧対照表で右の欄が改正前、左の欄が改正後です。

表の右側、改正前第3条、名称及び位置、第2号、位置「別海町別海新栄町2番地」を、表の左側、改正後「別海町別海118番地9」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第33号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第34号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第34号別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○防災交通課長（麻郷地 聡君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地 聡君） はい。

議案第34号別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の90ページをお開きください。

本条例は、町民の正しい歩行を指導するとともに交通安全思想を普及し、歩行者等の事故防止を図ることを目的に、交通安全指導員の設置に関し必要な事項を定めています。

交通安全指導員の任用は、町長が特別職非常勤職員として委嘱をしていますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、本年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、非常勤職員として委嘱ができなくなることから、交通指導員会の意見を踏まえ、個人との業務委託に変更することといたしました。

このため、本条例に規定する非常勤職員としての身分や報酬等に関する制定理由がなくなることから、本条例を廃止するものです。

なお、今後は、新たに「別海町交通安全指導員設置規則」を制定し運用いたします。

それでは、議案本文を朗読いたします。

別海町交通安全指導員設置条例を廃止する条例。

別海町交通安全指導員設置条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第35号

○議長（西原 浩君） 日程第28 議案第35号別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第35号別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の91ページをお開きください。

本条例は、町民の消費生活に関する意見要望を把握するとともに、生活物資の流通並びに物価の動向等を調査し、町の消費者行政の推進に影響することを目的とした消費生活モニターの設置について定めているところです。

消費生活モニターにつきましては、現在、町長が特別職非常勤職員として委嘱をしているところですが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職

員制度が導入されることに伴い、これまでの非常勤職員としての委嘱ができなくなるため、本年４月から個人との業務委託に変更することとしました。

このため、本条例は、消費生活モニターの職員としての身分や報酬等についての規定が主な内容となっており、業務委託に変更することにより、本条例の制定理由がなくなることから廃止をしようとするものです。

なお、今後は新たに「別海町消費生活モニターに関する設置規則」を制定した上で業務委託することとし、現行と同程度の内容で委託することとしております。

それでは、議案本文を朗読いたします。

別海町消費生活モニター設置条例を廃止する条例。

別海町消費生活モニター設置条例は、廃止する。

附則として、この条例は、令和２年４月１日から施行するものです。

以上で、議案第３５号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２９ 議案第３６号

○議長（西原 浩君） 日程第２９ 議案第３６号別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

議案第３６号別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の９２ページをお開きください。

本条例は、別海町の豊かな自然環境において、森林の持つ公益的機能の維持と河川の汚濁防止等、森と川と海をつなぐ自然環境の適切な保全を図ることを目的で設置しております、別海町森林河川保全巡視員に関して必要な事項を定めたものです。

森林河川保全巡視員につきましては、現在、町長が特別職非常勤職員として委嘱しているところですが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、これまでの特別職非常勤職員としての委嘱ができなくなるため、本年４月から個人との業務委託に変更することといたしました。

本条例は、森林河川保全巡視員の職員としての身分や報酬等についての規定が主な内容となっていることから、業務委託への変更により条例制定理由がなくなるため、本条例を廃止するものです。

なお、今後の業務委託につきましては、新たに「森林河川保全巡視員設置規則」を策定し、運用するものとしております。

それでは、議案本文を朗読いたします。

別海町森林河川保全巡視員設置条例を廃止する条例。

別海町森林河川保全巡視員設置条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、令和２年４月１日から施行するとするものです。

以上で、議案第３６号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３０ 議案第３９号

○議長（西原 浩君） 日程第３０ 議案第３９号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第３９号の内容説明をいたします。

議案の９５ページをお開きください。

議案第３９号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条において、辺地の公共的な施設を整備しようするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第８項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされておりますことから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了しておりますことを申し添えます。

今回変更するのは、尾岱沼、中春別、豊原、中西別、床丹、大成、美原、本別海、西春別の９つの辺地です。

道路橋梁工事関連や生活バスの購入、町内会館整備に係るもののほか、今回の変更は、特に北海道農業公社が事業主体となります畜産担い手総合整備型再編整備事業が、公共事業として取り扱われることとなりまして、当該事業の町の負担分につきましては、辺地対策事業債を起こすことが可能となりました。

よって、計画期間中に各辺地で予定してされている事業費、または辺地借入予定額について変更を行うことが主な内容となっております。

９６ページにお進みください。

まず、尾岱沼辺地総合整備計画です。

以降、主たる変更部分のみの説明とさせていただきますので御了承願います。

尾岱沼辺地の変更の内容は下段３番の表になりますが、経営近代化施設の欄、ウニ種苗育成センター改修事業に、先ほど御説明いたしました畜産担い手総合整備型再編整備事業の１事業、事業主体に北海道農業公社を加えております。

変更後の金額は、括弧書きになりますが、経営近代化施設合計で２億７６７万

9,000円、財源の内訳の特定財源は、国、北海道、そして受益者負担分の合計といたしまして1,292万1,000円、一般財源を1億9,475万8,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を70万円追加して、1億9,460万円とするものです。

97ページをお開きください。

次に、中春別辺地総合整備計画です。

変更の内容は下段3番の表になります。

下段に、経営近代化施設の畜産担い手総合整備型再編整備事業を追加し、事業主体は北海道農業公社です。

変更後の金額は、括弧書きになりますが、3億2,754万8,000円、財源内訳の特定財源は、先ほど同様、国、北海道、そして受益者負担分の合計として3億789万4,000円、一般財源を1,965万4,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,940万円とするものです。

98ページにお進みください。

次に、豊原辺地総合整備計画です。

変更の内容は下段3番の表になりますが、交通道路施設について、橋梁長寿命化補修事業に、令和2年度の臨時町道整備事業で実施を予定としております床丹第2地区第8号線管渠改修事業の1事業を追加するもので、変更後の金額は、括弧書きになりますが、交通道路で5,750万円、一般財源を5,066万5,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を4,650万円追加して、5,050万円とするものです。

また、下段に経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業、事業主体、北海道農業公社を追加しています。

変更後の金額は、括弧書きになりますが、1億3,530万3,000円、財源内訳の特定財源は1億2,718万4,000円、一般財源を811万9,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を800万円とするものです。

99ページをお開きください。

次に、中西別辺地総合整備計画です。

変更の内容は下段3番の表です。

交通道路施設について、橋梁長寿命化補修事業のほか、防衛省補助事業であります中西別上風連線改良舗装事業などがありますが、計画期間の5年間で見込まれる、見込み額の精査によりまして、変更後の事業費を14億1,712万3,000円、財源内訳は特定財源を9億7,051万8,000円、一般財源を4億4,660万5,000円として、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を4,710万円追加して、4億4,430万円とするものです。

また、下段に経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業、事業主体、北海道農業公社を追加しています。

変更後の金額は、括弧書きになりますが1億2,480万円、財源内訳の特定財源は1億1,731万2,000円、一般財源を748万8,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を730万円とするものです。

100ページにお進みください。

次に、床丹辺地総合整備計画です。

変更の内容は3番の表です。

下段に経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業を追加し、事業主体は北海道農業公社です。

変更後の金額は、括弧書きですが、4,474万6,000円、財源内訳の特定財源は4,206万1,000円、一般財源を268万5,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を260万円とするものです。

101ページをお開きください。

次に、大成辺地総合整備計画です。

変更の内容は下段の3番の表です。

下段の産業農林道につきましては、道営事業であります大成零号地区農道整備事業など5路線の農道工事の計画となっています。

このたび、北海道の農道整備計画により事業費の変更を行うもので、変更後の事業費を7億7,840万円、財源内訳は、特定財源を5億1,584万7,000円、一般財源を2億6,255万3,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3,920万円追加して、2億6,210万円とするものです。

102ページにお進みください。

次に、美原辺地総合整備計画です。

変更の内容は下段3番の表です。

交通道路設備について、橋梁長寿命化補修事業の今後の見込み額の精査により、変更後の事業費を2億4,003万1,000円、財源内訳は特定財源を4,325万7,000円、一般財源を1億9,677万4,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を80万円追加して、1億9,660万円とするものです。

また、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業、事業主体、北海道農業公社を追加しています。

変更後の金額は、括弧書きになりますが、1億4,169万7,000円、財源内訳の特定財源は1億3,319万4,000円、一般財源を850万3,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を840万円とするものです。

103ページにお進みください。

次に、本別海辺地総合整備計画です。

変更の内容は3番の表です。

交通道路の施設について、橋梁長寿命化補修事業の今後の見込み額精査により、変更後の事業費を1,471万2,000円、財源内訳は、特定財源を831万5,000円、一般財源を639万7,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を90万円追加して、630万円とするものです。

次に、産業農林道につきましては、道営事業である桜ヶ丘地区農道整備事業など2路線の農道工事の計画となっています。

このたび、北海道の整備計画により事業費の変更を行うもので、変更後の事業費を6億6,122万1,000円、財源内訳は特定財源を4億4,562万1,000円、一般財源を2億1,560万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,210万円追加して、2億1,540万円とするものです。

104ページにお進みください。

最後に、西春別辺地総合整備計画です。

変更の内容は下段3番の表で、2段目に事業主体を別海町として、生活バスを追加して

います。

こちらは、令和２年度で予定しております西春別線の更新について、事業費を３,２４６万９,０００円、一般財源を３,２４６万９,０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を３,２３０万円とするものです。

また、次の段も事業主体を別海町といたしまして、集会施設を追加しています。

こちらにも、令和２年度の振興奨励地区会館等整備事業で、地縁団体の認可を受けました西春別駅前西町内会の会館取得及び補修工事に対し補助を予定しております、その補助に対し、事業費を３２１万８,０００円、一般財源を３２１万８,０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を３２０万円としているものです。

以上で、議案第３９号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３１ 議案第４０号

○議長（西原 浩君） 日程第３１ 議案第４０号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（川畑智明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（川畑智明君） はい。

議案第４０号町道の路線認定及び廃止についての内容説明をいたします。

議案の１０５ページをお開きください。

本案は、事業採択の要望及び実施計画などに伴い、町道の変更及び新規の認定が必要となったため、認定については道路法第８条第２項、廃止については同法１０条第３項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の１３５ページをお開きください。

既に認定している路線につきましては、７３４路線、総延長で１,１９０キロ３０４.６３メートルです。

今回認定する路線のうち、変更認定となる２路線は道営農道整備事業採択の要求に伴い、町道の一部区間を廃止するもので、一旦２路線、７キロ２５２.３４メートルを廃止し、改めて３キロ８７４.２６メートルを再度認定するものです。

新規に認定の２路線は、令和２年度及び令和３年度工事を予定している路線、２７９.６６メートルを町道認定するもので、合計で４路線、４キロ１５３.９２メートルを追加するものです。

廃止する３路線のうち２路線が、先ほど説明いたしました変更認定によるもので、残る１路線が事業採択の要求によるため全線を廃止するもので、合計で３路線７キロ５９２.７９メートルを廃止するものです。

これにより、町道の延長は７３５路線、１,１８６キロ８６５.７６メートルとするもの

です。

次に、議案資料136ページにお進みいただき、今回認定する路線の概要となっています。工事の実施及び計画に伴うものが2路線、事業採択の要求に伴うものが2路線の4路線です。

次に、137ページをお開きください。

廃止路線です。表の上段2路線が区域の変更による廃止、3段目1路線が全線廃止によるものです。

なお、138ページから142ページ的位置図につきましては説明を省略させていただきます。以上で、議案第40号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第32 同意第2号

○議長（西原 浩君） 日程第32 同意第2号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第2号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の108ページでございます。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町が共同で公平委員会を設置しておりまして、現在、本町の下川原洋氏、そして、羅臼町の寺澤哲也氏、もう一方は中標津町の大形幸男氏の3名の方が、現在委員に選任されているところでございます。

委員の選任につきましては、関係町長等と協議をいたしまして候補者を定めることとしております。

このたび、本町の下川原洋氏が、本年3月31日をもちまして任期満了となります。

このため、新たに次の方を根室町村等公平委員会委員に選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

新たな公平委員会委員は、別海町別海宮舞町147番地の7にお住まいの半田雅代氏でございます。

半田氏は昭和29年2月14日生まれの66歳でして、任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。

半田氏の主な経歴を申し上げますと、昭和47年3月に中標津高等学校を卒業され、同年4月に別海町役場に奉職されました。福祉課医療給付係長、町立別海病院事務課課長補佐、同事務課長、同事務長、さらには監査委員事務局長、会計管理者等を歴任され、平成26年3月に定年退職をされております。

定年退職後は、特別養護老人ホーム清翠園事務長、社会福祉法人べつかい柏の実会の事務局長、参与等を務められておりました。

半田氏は、人格識見ともに大変すぐれた方でありますので、御審議の上、ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます

○議長（西原 浩君） 同意第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9日月曜日は午前10時から一般質問を行います。

皆さん御苦労様でした。

散会 午後 4時12分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員